

対面対話実施要領

本事業への参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する参加者希望者の理解を深め、市の意図と参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、対面方式による対話の場を設ける。

なお、対面対話に参加しない者が本事業に応募することを妨げるものではない。

(1) 参加対象者

参加対象者は、実施方針に示す運営業務を行う者の参加資格要件*を満たす者（以下、「運営業務実施企業」という。）、または運営業務実施企業を含むグループとする。

また、参加人数は8名までとする。

※平成15年4月以降に竣工（リニューアル工事の場合は工事完了）した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設（展示面積1,000㎡以上）の運営業務実績を有すること。

(2) 対話の実施方法

① 対話の対象となる内容

市としては、特に以下の項目の対話を想定しているが、これに限定するものではない。

- ・要求水準書（案）：「Ⅱ4基本展示計画に関する要求水準」
- ・要求水準書（案）：「Ⅴ運営業務に関する要求水準」

② 所要時間

1 参加者あたり1時間程度

(3) 実施日・場所

実施日：平成27年5月21日（木）から平成27年5月25日（月）の間の指定日

場 所：福岡市役所本庁舎（天神一丁目8番1号）（予定：異なる場合がある）

※詳細の実施時間・会議室等は、決定後に個別に連絡する。

(4) 申込方法等

① 受付期限

平成27年5月15日（金）17時まで

② 受付方法

対面対話を希望する者は、「対面対話参加申込書」（様式第1号）及び「対面対話を希望する議題」（様式第2号）を記入の上、福岡市こども未来局こども部青少年施設検討担当まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(5) 対話内容の公開

対面対話の内容は、応募者の提案内容に関する事項であるため、原則公開するが、個別の提案に関わる部分については非公表とする。

※なお、提案に有利に働くと考えられる質問については受け付けないので、予めご了承ください。

以上